

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和元年5月22日（令和元年（行個）諮問第19号）

答申日：令和元年10月29日（令和元年度（行個）答申第83号）

事件名：本人に係る災害認定補償記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年1月31日付け法務省厚災第24号をもって法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、全て開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人が開示請求を行った趣旨は、審査請求人が国を相手方として国家賠償請求裁判を行っており、その資料として用いるためである。その資料としては、一部開示部分だけではなく、全て開示することが必須である。処分庁が非開示とする理由はなく、また、その部分を開示することによって、災害補償事務の適正な遂行に支障を及ぼす虞はないと考える。

（2）意見書

ア 本件は公務災害事案として認められた事案であり、申立人は国からどのような行為を受けたことが公務災害として認められたのかについて知る権利が存在する。

本件で申立人が情報公開を求めているのは、申立人自身が公務災害を申請し、公務災害として認められた事案について、どのような手続過程を経て公務災害として認定されたのか、また、国や諮問庁は申立人が受けたどのような行為を公務災害として考えているのかについて知る権利が存在する。いうまでもなく、情報公開請求権は憲

法上の知る権利（憲法 21 条）を具体化したものであり、まさに申立人の健康面や生活面に関する重大な内容であることから、原則として公開されなければならない。非開示の例外事由に該当するかどうかは、限定的に厳しく解釈されなければならないことはいうまでもない。

以下その前提に立って、それぞれの法条の該当性について述べる。

イ 法 14 条 2 号 該当性について

申立人が情報開示を求めている内容は、自らの公務災害に関することであり、自らの勤務形態や勤務の内容に基づく内容である。開示請求者以外の氏名、印影等についても、開示請求者以外の個人に関する情報あるいは開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するものとは認められない。

また、申立人が勤めていた際の勤務形態や勤務の内容については、当然申立人自身が知り得る内容であって「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であり、例外イに該当する。さらには本件で申し立てている内容は、申立人自らの公務災害に関する情報開示であって、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」として例外ロに該当する。

よって、法 14 条 2 号に基づき不開示とした原処分は、妥当性に欠ける。

ウ 法 14 条 5 号及び同条 7 号 該当性について

職員配置、庁舎内の建物に関する図面及び勤務配置に関する情報については、法 14 条 5 号及び同条 7 号に該当すると主張する。しかし、申立人も現在公務員であり守秘義務を有することは当然である。また、それは当然申立人代理人である弁護士も当然である。みだりに公開しないという条件を付すことによって防止をすることは可能である。

諮問庁の主張によれば、申立人や申立人代理人が刑事施設における具体的な職員の配置状況及び建物の構造に関する情報を知ることによって「逃走、身柄の奪取又は外部から攻撃を企図」することが容易になるかのように答弁をしており、申立人によって異常事態がじゃっ起されるかのような主張であり、心外である。申立人や申立人代理人の立場を考えれば、諮問庁が懸念する異常事態は起こらないはずである。

まして申立人が求めている公務災害に関する時期については特定期間 A の話であり（特定部署 A に関する内容は特定年月日 A までである。）、相当過去の話でもあることから、上記時期の文書を開示し

たところで公共の安全や秩序の維持，矯正施設における事務の遂行に支障を及ぼすおそれはない。よって法14条5号及び同条7号に該当することはなく，上記法条により非開示決定とした原処分は妥当性に欠ける。

エ 法14条6号該当性について

諮問庁は，報告者等の所属，職名，氏名及びその内容について，これを開示することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると主張する。しかし法14条6号の想定する内容は，国の機関や独立行政法人，地方公共団体等の組織間に関する情報であって，本件のような申立人個人の公務災害に関する情報を想定しているわけではない。

本件の内容が開示されたところで率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれることはおよそ考えられず，まして本件は申立人がどのような決定過程を経て公務災害として認定されたかについて知る権利が存在しており，法14条6号をもって非開示決定とした原処分は妥当性に欠ける。

オ 法14条7号該当性について

申立人の求めている内容は，申立人がどのような決定過程を経て公務災害として認定されたかである。まさにそのような決定過程についてあらゆる情報が公開されることこそ，災害補償事務の適正な遂行が期待できるのである。

申立人の主張についてどのような調査がなされたかについては，全て開示されることが必要である。公開することにより，率直な所感を述べることをちゅうちょする，客観的な申述を得ることは困難となるなどという理由については，むしろ災害補償事務の適正公平さを欠くことにもつながり，妥当性がない。

カ まとめ

以上により，法14条2号，5号ないし7号により非開示とした原処分は妥当性に欠け，是正されなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

本件開示請求に係る保有個人情報について調査した結果，行政文書ファイルである「災害認定補償記録」に編てつされている行政文書一式を本件開示請求の対象となる保有個人情報として特定し，法14条2号，5号，6号及び7号に該当する情報が存在したことから，法18条1項の規定に基づき原処分を行った。

2 審査請求人の主張について

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し，原処分により，法務大臣

が行った一部開示決定について、処分庁が不開示とする理由はなく、また、不開示部分を開示することによって災害補償事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないと考えられることから、同決定の取り消し及び不開示部分の開示を求める。

3 原処分の妥当性について

(1) 法14条2号該当性について

本件対象保有個人情報のうち、開示請求者（審査請求人）以外の氏名、印影等については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないことから、不開示情報に該当する。

(2) 法14条5号及び7号該当性について

職員配置、庁舎内の建物に関する図面及び勤務配置に関する情報については、開示することにより、刑事施設における具体的な職員の配置状況及び建物の構造に関する情報が判明し、逃走、身柄の奪取又は外部から攻撃等を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易となり、その結果、刑事施設への侵入等の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生危険性を高めるおそれがあり、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法14条5号の不開示情報に該当するほか、これら異常事態の発生を防止するため、刑事施設の構造、職員の勤務要領又は勤務体制等の頻繁な変更を余儀なくされるなど、矯正施設における事務の遂行に支障を生ずるおそれがあると認められることから、法14条7号の不開示情報にも該当する。

(3) 法14条6号該当性について

本件は、公務災害の認定に当たり、人事院事務総局職員福祉局長に協議が必要な案件であることから、当該情報が国の機関の相互間における協議に関する内容に該当する。本件対象保有個人情報のうち、報告者等の所属、職名、氏名及びその内容については、これを開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、不開示情報に該当する。

(4) 法14条7号該当性について

本件対象保有個人情報のうち、報告者等の所属、職名、氏名及びその内容については、これを開示することにより、率直な所感を述べることをちゅうちょするなど、客観的な申述等を得ることが困難になり、災害補償事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることか

ら、不開示情報に該当する。

4 結論

以上のとおり、原処分において不開示とした部分のうち、本件において、審査請求人が開示を求めている部分は、法14条2号、5号、6号及び7号に該当することから、原処分は妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和元年5月22日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月7日 | 審議 |
| ④ | 同月13日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年9月20日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定した上で、その一部（不開示部分等は、別表1のとおり）が法14条2号、5号、6号並びに7号柱書き及び二の不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、全てを開示するよう求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分は、①職員の氏名及び印影等に係る情報、②勤務配置等に係る情報、③面談内容等に係る情報、④人事管理に係る情報及び⑤連絡先の部分であるところ、本件不開示部分の不開示情報該当性について、審査請求人は上記第2の2のとおり主張し、諮問庁は、上記第3の3のとおり説明するので、以下、上記①ないし⑤の不開示情報該当性について検討する。

(1) 職員の氏名及び印影等に係る情報（法14条2号該当）について

ア 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、文書22、文書23、文書30、文書31、文書37ないし文書44、文書57の職員の印影部分、文書27、文書55の職員の氏名の記載部分、文書13の職員の氏名、官職及び印影部分、文書26の職員の氏名及び印影部分、文書36の健康管理医の氏名及び印影部分が不開示とされている。

イ 当該文書の不開示部分は、特定刑事施設に勤務する職員の氏名及び印影等であるところ、当該氏名及び印影等は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものに該当し、法14条2号に該当すると認められる。

ウ 開示すべき部分

文書13の作成者の官職については、当該公務員の職務の遂行に係る情報であり、当該公務員の職に係る部分であることから、法14条2号ただし書ハに該当し、開示すべきである（別表2の文書番号に対応する部分）。

エ その余の部分について

（ア）当該不開示部分が記録された各文書につき、特定刑事施設に勤務するいずれの職員が当該各文書を作成したかについては、審査請求人の知り得る情報ではないと認められる。

しかし、当該部分は、公務員の職務遂行に係る情報であることから、「各行政機関における公務員氏名の取扱いについて（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）」（以下「申合せ」という。）により氏名を開示すべき場合に該当しないか、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

刑事施設においては、被収容者やその関係者から、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高く、当該不開示部分の職員の氏名等は、申合せにおいて、公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する。

（イ）刑事施設の職員は、その職務の性格上、氏名等が被収容者等に知られた場合、当該被収容者等から不当な圧力等が加えられるおそれが高まるとする諮問庁の説明に、不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情もない。

また、当審査会において特定年A版ないし特定年B版の独立行政法人国立印刷局発刊の職員録を確認したところ、当該職員の氏名はこれに掲載されていないことも併せ考えると、当該職員の氏名については、申合せが公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該

当する。

(ウ)したがって、当該不開示部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、これらは個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

オ 以上のことから、当該不開示部分は、上記ウにおいて法14条2号ただし書ハに該当するとした文書13の別表2に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分は、同号に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

(2) 勤務配置等（法14条5号及び7号柱書き該当）について

ア 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、文書9ないし文書12の組織図の記載部分の一部、文書13の勤務配置の記載部分、文書20ないし文書23の勤務配置及び施設内名称の記載部分、文書14ないし文書19の庁舎内の建物に関する図面が不開示とされている。

イ 当該部分には、刑事施設の具体的な職員の配置状況及び建物の構造等に関する情報が記載されているため、当該部分が、審査請求人の知り得る情報であるとしても、上記のような刑事施設に関する情報である当該部分が記載された文書が開示され、何らかの方法によって第三者等が知るところとなると、上記第3の3(2)の刑事施設への侵入、自殺、逃走、身柄の奪取又は外部から攻撃等の異常事態を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易となり、その結果、刑事施設への侵入等の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあることから、開示することにより、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとの諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、首肯でき、法14条5号の不開示情報に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 面談内容等（法14条2号、6号及び7号柱書き該当）について

ア 文書1、文書2、文書13及び文書45の不開示部分について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示部分には、個人を識別できる事項及び当該個人の私的な事項が記載されている。

当該不開示部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものに該当し、法14条2号ただし書イないしハのいずれにも該当しないと認められる。また、これらは個人識別部分であることから、法15条2項による部

分開示の余地もない。

以上のことから、当該不開示部分は、法14条2号に該当すると認められ、同条6号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 文書33（氏名、所属、職名及び印影部分を含む。）、文書34（氏名、所属及び職名の記載部分を含む。）、文書46（氏名、所属、職名及び印影部分を含む。）、文書47ないし文書49（面談実施者及び対象者の氏名、所属、部署、職名及び印影部分を含む。）の面談、調査及び報告内容等の記載部分、文書50の医師の意見の記載部分、文書53（本文（氏名、所属、職名及び印影部分を含む。））の記載部分、文書95、文書96及び文書98の医師の意見及び面談内容等の記載部分の不開示部分について

（ア）当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示部分には、本件公務災害の認定に当たり、関係者である刑事施設の職員と面談又は調査した内容等、当該面談内容等を報告した職員の氏名及び官職等、医師の意見が記録されていることが認められる。

当該情報が開示された場合、当該職員及び医師が特定され、又は他の情報と照合することにより当該職員及び医師を特定することが可能となることから、当該職員及び医師が中傷や非難を受けるおそれがあり、その結果、諮問庁が説明するとおり、当該職員及び医師が率直な所感を述べることをちゅうちょするなど、客観的な申述等を得ることが困難になり、災害補償事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

（イ）したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当すると認められ、同条2号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（4）人事管理（法14条7号ニ該当）について

ア 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、文書7及び文書56の研修欄の人事管理上の情報が不開示とされている。

イ 上記見分の結果に照らせば、当該不開示部分を開示すると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、当該不開示部分は、法14条7号ニに該当するとして、不開示としたことは妥当である。

（5）連絡先（法14条7号柱書き該当）について

ア 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、文書92及び文書97の連絡先欄の記載部分全てが不開示とされている。

る。

イ 当該不開示部分は、法務省の特定部署Bの内線番号であるところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、当該番号は、人事院が公表する「国家公務員の公務災害に関する相談窓口一覧」において、既に一般に公開されている情報であることが判明したと説明した。

ウ したがって、これらを開示したとしても、災害補償事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである（別表2の文書番号に対応する部分）。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、5号、6号並びに7号柱書き及びニに該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条2号、5号並びに7号柱書き及びニに該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣，委員 池田陽子，委員 木村琢磨

別紙

- 1 本件開示請求に係る保有個人情報記録された文書
特定個人の公務災害決定（法務省厚災特定番号A，災害発生日特定年月日B）に関する一切の資料

- 2 本件対象保有個人情報記録された文書
 - 文書1 災害報告書（特定年月日C付け特定矯正施設A特定職員A作成）
 - 文書2 特定疾病に該当する災害の報告（特定年月日D付け特定矯正施設A特定職員A作成）
 - 文書3 公務災害認定請求書（特定年月日E付け特定法律事務所弁護士作成）
 - 文書4 訴訟委任状（特定年月日F付け特定個人作成）
 - 文書5 診断書（特定年月日G付け特定クリニックA医師作成）
 - 文書6 診断書（特定年月日H付け特定病院医師作成）
 - 文書7 人事記録（特定年月日I記載分まで）
 - 文書8 特定個人の担当業務
 - 文書9 特定矯正施設B特定部署A組織図（特定年月日J）
 - 文書10 特定矯正施設B特定部署A組織図（特定年月日K）
 - 文書11 特定矯正施設B事務所（特定部署A以外）組織図（特定年月日L）
 - 文書12 特定矯正施設B事務所（特定部署A以外）組織図（特定年月日M）
 - 文書13 精神疾患等の簡易認定調査票
 - 文書14 特定矯正施設B特定棟平面図
 - 文書15 特定矯正施設特定棟B特定部署A平面図
 - 文書16 特定矯正施設B特定部署C平面図
 - 文書17 特定矯正施設B庁舎平面図
 - 文書18 特定矯正施設B庁舎特定部署D平面図
 - 文書19 特定矯正施設B庁舎特定部署E平面図
 - 文書20 発症日前1か月間の勤務状況調査票
 - 文書21 発症日前6か月間の勤務状況調査票
 - 文書22 超過勤務及び宿日直勤務命令簿（特定期間B）
 - 文書23 特定年度初任研修課程特定研修における施設勤務実習時の超過勤務について
 - 文書24 超過勤務計算書（特定年月日N起算）（発症日前6か月間）
 - 文書25 超過勤務計算書（特定年月日B起算）（発症日前6か月間）
 - 文書26 通行錠貸与簿

- 文書 2 7 通行錠取出・返却記録
- 文書 2 8 職員別給与簿（特定期間 C）
- 文書 2 9 出勤簿（特定期間 D）
- 文書 3 0 休暇簿（年次休暇，病気休暇，特別休暇）（特定年 A 及び特定年 B）
- 文書 3 1 振替等通知簿（特定年 A 及び特定年 C）
- 文書 3 2 代休日指定簿（特定年 A 及び特定年 C）
- 文書 3 3 セクハラ加害者について（特定年月日 C 付け）
- 文書 3 4 特定矯正施設 A 特定個人案件について（特定年月日 O 付け）
- 文書 3 5 アメダス記録（特定年月日 N）
- 文書 3 6 健康診断事後措置記録票（特定年度）
- 文書 3 7 事後措置に関する通知書（特定年月日 P 付け特定矯正施設 A 健康管理者作成）
- 文書 3 8 事後措置に関する通知書（特定年月日 Q 付け特定矯正施設 A 健康管理者作成）
- 文書 3 9 事後措置に関する通知書（特定年月日 R 付け特定矯正施設 A 健康管理者作成）
- 文書 4 0 事後措置に関する通知書（特定年月日 S 付け特定矯正施設 A 健康管理者作成）
- 文書 4 1 事後措置に関する通知書（特定年月日 T 付け特定矯正施設 A 健康管理者作成）
- 文書 4 2 事後措置に関する通知書（特定年月日 U 付け特定矯正施設 A 健康管理者作成）
- 文書 4 3 事後措置に関する通知書（特定年月日 F 付け特定矯正施設 A 健康管理者作成）
- 文書 4 4 事後措置に関する通知書（特定年月日 V 付け特定矯正施設 A 健康管理者作成）
- 文書 4 5 提出書類一覧表（特定年月日 W）
- 文書 4 6 特定個人事案に係る調査結果について（特定年月日 X 付け）
- 文書 4 7 面談実施記録簿（被面談者：特定職員 B）（特定年月日 Y 付け）
- 文書 4 8 面談実施記録簿（被面談者：特定職員 C）（特定年月日 Z 付け）
- 文書 4 9 面談実施記録簿（被面談者：特定職員 D）（特定年月日 a 付け）
- 文書 5 0 電話記録票（特定年月日 b 付け特定矯正施設 A 特定職員 A 作成）
- 文書 5 1 し好品等に関する調査書（特定年月日 c 付け特定個人作成）

- 文書 5 2 発症 6 か月間の生活状況
- 文書 5 3 特定個人の性格について
- 文書 5 4 特定個人の性格について（特定年月日 d 付け特定個人の実父作成）
- 文書 5 5 追加調査に対する回答
- 文書 5 6 人事記録（特定年月日 e 記載分まで）
- 文書 5 7 旅行命令簿（特定年度）
- 文書 5 8 通院先医療機関一覧
- 文書 5 9 診療録（特定クリニック A）（特定期間 E）
- 文書 6 0 問診票
- 文書 6 1 日本版 S D S 記録用紙
- 文書 6 2 こころの相談と題した書面
- 文書 6 3 T E G エゴグラム・プロフィール
- 文書 6 4 診断書（特定年月日 f 付け特定クリニック A 医師作成）
- 文書 6 5 診断書（特定年月日 G 付け特定クリニック A 医師作成）
- 文書 6 6 診療情報提供書（特定年月日 g 付け特定クリニック A 医師作成）
- 文書 6 7 紹介患者様受診報告書（特定年月日 h 付け特定クリニック B 医師作成）
- 文書 6 8 診療録（特定病院）（特定期間 F）
- 文書 6 9 紹介状御返事（特定年月日 i 付け特定病院医師作成）
- 文書 7 0 診療情報提供書（特定年月日 j 付け特定病院医師作成）
- 文書 7 1 診断書（特定年月日 k 付け特定病院医師作成）
- 文書 7 2 診断書（特定年月日 l 付け特定病院医師作成）
- 文書 7 3 診断書（特定年月日 m 付け特定病院医師作成）
- 文書 7 4 診断書（特定年月日 n 付け特定病院医師作成）
- 文書 7 5 診断書（特定年月日 o 付け特定病院医師作成）
- 文書 7 6 診断書（特定年月日 p 付け特定病院医師作成）
- 文書 7 7 診断書（特定年月日 H 付け特定病院医師作成）
- 文書 7 8 診断書（特定年月日 q 付け特定病院医師作成）
- 文書 7 9 診療録（特定クリニック C）（特定期間 G）
- 文書 8 0 問診票（特定年月日 r 付け特定個人作成）
- 文書 8 1 特定個人が作成したメモ
- 文書 8 2 診断書（特定年月日 s 付け特定クリニック C 医師作成）
- 文書 8 3 診断書（特定年月日 t 付け特定クリニック C 医師作成）
- 文書 8 4 診断書（特定年月日 u 付け特定クリニック C 医師作成）
- 文書 8 5 診断書（特定年月日 v 付け特定クリニック C 医師作成）
- 文書 8 6 家族状況及び家族病歴等に関する調査書（特定年月日 w 付け特

定個人作成)

- 文書 8 7 私傷病に関する申立書 (特定年月日 w 付け特定個人作成)
- 文書 8 8 電話記録書 (特定年月日 x 付け特定矯正施設 B 特定職員 E 作成)
- 文書 8 9 苦情相談について (特定年月日 x 付け人事院特定事務局作成)
- 文書 9 0 診療報酬明細書 (特定期間 H)
- 文書 9 1 通院状況一覧表 (特定期間 I)
- 文書 9 2 公務上の災害の認定について (協議) 起案用紙
- 文書 9 3 公務上の災害の認定について (協議) (特定年月日 y 付け法務省厚災特定番号 B)
- 文書 9 4 公務災害等認定協議・照会連絡票 (特定年月日 y 付け)
- 文書 9 5 別紙 公務上の災害の認定について (法務省意見)
- 文書 9 6 特定疾病の認定について (回答) (特定年月日 z 付け職補一特定番号)
- 文書 9 7 公務上の災害の認定について 起案用紙
- 文書 9 8 公務上の災害の認定について
- 文書 9 9 公務上の災害の認定について (通知) (特定年月日 (A) 付け法務省厚災特定番号 A)
- 文書 1 0 0 公務災害補償通知書

別表1 (別紙の2に掲げる文書の不開示部分ごとの不開示理由)

文書番号	不開示部分	不開示とする箇所	法14条の適用号
1	開示請求者以外の情報	項目番号2の本文記載部分全て	2号, 6号, 7号柱書き
2	同上	公務上の災害又は通勤による災害の可能性があると思料する理由の本文6行目の4文字目から43文字目まで	同上
3			
4			
5			
6			
7	人事管理	研修欄の記載部分の一部	7号二
8			
9	職員配置	組織図の一部	5号, 7号柱書き
10	同上	同上	同上
11	同上	同上	同上
12	同上	同上	同上
13	開示請求者以外の情報	1「災害発生の概況」の本文6行目4文字目から同行末まで	2号, 6号, 7号柱書き
	勤務配置	2「被災前の業務内容」の本文1行目10文字目から15文字目まで	5号, 7号柱書き
	作成者官職, 氏名, 印影	作成者欄の一部	2号
14	図面	全て	5号, 7号柱書き
15	同上	同上	同上
16	同上	同上	同上
17	同上	同上	同上
18	同上	同上	同上
19	同上	同上	同上
20	施設内名称, 勤務配置箇所	発症日前1か月間における主な業務内容欄の一部, 発症日前1か月間の	同上

		勤務状況等欄の11月20日, 21日, 22日, 25日, 26日, 27日, 28日, 29日, 12月2日, 3日, 4日, 5日, 6日, 9日, 10日, 11日, 12日, 13日, 15日, 16日, 17日, 18日, 及び19日の「勤務状況の詳細等」の一部	
21	同上	発症日前6か月間における主な業務内容欄の一部, 発症日前6か月間(発症日前1か月を除く。)の勤務状況等欄の7月20日から8月19日の「超過勤務の業務内容」, 8月20日から9月19日の「勤務状況」及び「超過勤務の業務内容」, 9月20日から10月19日の「勤務状況」, 10月20日から11月19日の「勤務状況」の各一部	同上
22	印影	勤務時間管理員欄	2号
	勤務配置	勤務の内容欄の一部	5号, 7号柱書き
23	印影	決裁欄の一部	2号
	勤務配置	超過勤務及び内容欄の一部	5号, 7号柱書き
24			
25			
26	氏名, 印影	氏名欄及び受領印欄の各一部等	2号
27	氏名	ユーザ欄	同上
28			
29			
30	印影	勤務時間管理員処理欄及び備考欄の一部	同上
31	同上	勤務時間管理員印欄	同上
32			
33	開示請求者以外の情報, 報告者所属, 職名, 氏	標題の一部, 報告内容の全て等	2号, 6号, 7号柱書き

	名, 印影		
3 4	回答内容, 報告者所属, 職名, 氏名	回答内容 1, 3 及び 4 の全て等	同上
3 5			
3 6	氏名, 印影	健康管理医氏名・印欄の記載部分の一部	2 号
3 7	印影	決裁欄の一部	同上
3 8	同上	同上	同上
3 9	同上	同上	同上
4 0	同上	同上	同上
4 1	同上	同上	同上
4 2	同上	同上	同上
4 3	同上	同上	同上
4 4	同上	同上	同上
4 5	開示請求者以外の情報	項目番号 1 7 の記載部分の一部	同上
4 6	調査結果, 報告者所属, 職名, 氏名, 印影	日付, 標題以外の全て	2 号, 6 号, 7 号 柱書き
4 7	被面談者及び面談者の所属, 部署, 職名, 氏名, 印影, 面談内容	面談実施記録簿の項目番号 2, 3 及び 4 の標題以外の全て	同上
4 8	同上	同上	同上
4 9	同上	同上	同上
5 0	医師の意見	項目番号 5 の内容の 2 行目 2 文字目から 1 0 文字目まで, 同 1 1 行目 6 文字目から 1 2 行目末尾まで	6 号, 7 号 柱書き
5 1			
5 2			
5 3	作成者所属, 職名, 氏名, 印影, 本文	7 行目から 1 3 行目まで, 1 4 行目 4 文字目から 1 5 行目末尾まで	2 号, 6 号, 7 号 柱書き
5 4			
5 5	氏名	項目番号 2 の内容部分の 1 行目 1 7	2 号

		文字目から26文字目まで，同3行目1文字目から5文字目まで，同4行目5文字目から12文字目まで，同17文字目から26文字目まで，同10行目8文字目から15文字目まで，同11行目5文字目から12文字目まで	
56	人事管理	研修欄の記載部分の一部	7号二
57	印影	備考欄の一部	2号
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			

86			
87			
88			
89			
90			
91			
92	連絡先	連絡先欄の記載部分全て	7号柱書き
93			
94			
95	開示請求者以外の情報	項目番号5の本文18行目4文字目から19行目末尾まで、同(2)9行目1文字目から23行目4文字まで	2号, 6号, 7号柱書き
96	同上	項目番号5の本文16行目25文字目から17行目末尾まで、同(2)8行目1文字目から20行目36文字まで	同上
97	連絡先	連絡先欄の記載部分全て	7号柱書き
98	開示請求者以外の情報	項目番号5の本文19行目10文字目から20行目末尾まで、同(2)9行目1文字目ないし23行目6文字まで	2号, 6号, 7号柱書き
99			
100			

別表2 開示すべき部分

文書番号	開示すべき部分
1 3	作成者「所属・職名」欄の不開示部分全て
9 2	連絡先欄の記載部分全て
9 7	連絡先欄の記載部分全て